

## 放送分野ガイドラインの改正の検討手順

---

令和3年9月30日  
事務局

- 昨今、放送事業者等によるネット配信サービスがはじまっており、放送事業者等において、電気通信事業ガイドラインと放送分野ガイドラインの両方のガイドラインを参照する機会が増えている。
- 本資料は、個人情報保護法令（個人情報保護法ガイドライン）、放送分野ガイドライン、電気通信事業ガイドラインの三つの関係性を整理することとし、まず、これらの「1 現行制度」を改めて紹介した上で、次に、「2 関連の制度改正動向等」を紹介し、そして、「3 放送分野ガイドラインの改正の検討手順」の整理を行うものである。

## <資料の構成>

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| 1 現行制度について           | ・・・2ページ  |
| 2 関連の制度改正動向等について     | ・・・13ページ |
| 3 放送分野ガイドラインの改正の検討手順 | ・・・15ページ |

## 1 - 1 個人情報保護法と特定分野ガイドラインの関係性

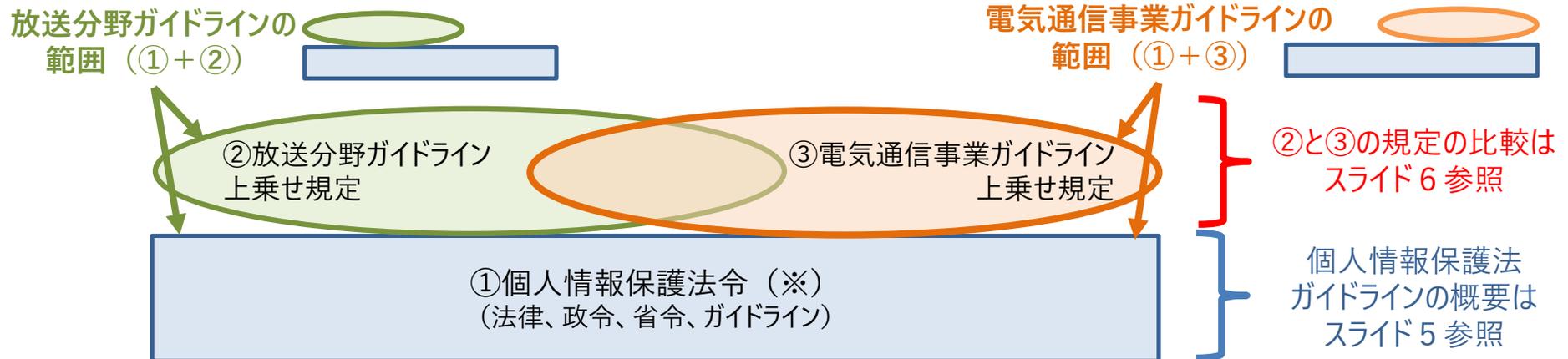
- ① 適用関係 … 3ページ
- ② 個人情報保護法ガイドラインの概要 … 5ページ

## 1 - 2 放送分野ガイドラインと電気通信事業ガイドラインの関係性

- ① 規定の比較 … 6ページ
- ② 現行の放送分野ガイドライン固有の主な上乗せ規定 … 7ページ
- ③ 適用対象 … 11ページ

- 個人情報保護法ガイドライン（※1）とは別に、金融、医療、情報通信等、特定分野ごとのガイドラインが策定されることとなっており、個人情報保護法に基づき、総務大臣は、電気通信事業ガイドライン（※2）や放送分野ガイドライン（※3）等を策定。
  - （※1）個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
  - （※2）電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン
  - （※3）放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン
- 電気通信事業ガイドラインは、通信の秘密その他の電気通信事業に特有の事情等に鑑み必要となる規定も併せて、電気通信事業者に適用される規律を一元的に示したものであり、電気通信事業ガイドラインの規定を遵守すれば、個人情報保護法ガイドラインの規定を遵守したこととなる。
- 放送分野ガイドラインは、放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障し、我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保するという放送法の原則をはじめとする放送に特有の事情等に鑑みて必要となる規定を併せて規定したものであり、放送分野ガイドラインの規定を遵守すれば、個人情報保護法ガイドラインの規定を遵守したこととなる。

## <個人情報保護法と特定分野ガイドラインの関係性のイメージ>



（※）個人情報保護法令（法律、政令、省令、ガイドライン）の規律は共通的に各ガイドラインに適用

## 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説

本ガイドラインは、電気通信事業者に対する法の適用の基準を明らかにするとともに、通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定を踏まえ、特に個人情報の適正な取扱いの厳格な実施を求められる電気通信事業者が、個人情報の取扱いに当たり遵守すべき基本的事項を明らかにするものである。また、本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（平成28年11月30日個人情報保護委員会）の規定に準拠しつつ、通信の秘密その他の電気通信事業に特有の事情等に鑑み必要となる規定も併せて、電気通信事業者に適用される規律を一元的に示したものとなっている。よって、電気通信事業者は、本ガイドラインの規定を遵守すれば電気通信事業に関しては法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの規定を遵守したこととなる。

## 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの解説

本ガイドラインは、放送受信者等の個人情報及び匿名加工情報を取り扱う事業者、すなわち受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者（第3条第4号）に対する法の適用の基準を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに当たり遵守すべき基本的事項を明らかにするものである。

放送は、一度に大量の情報を不特定多数の者に同時に送信でき、安価かつ簡便な手段で安心・安全に受信できるという特徴から、大きな社会的影響力を有してきたこと、また、無線によるものについては、有限希少な周波数を占有するものであることから、放送法による規律を受けている。よって、本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号～第9号）で定める規定に準拠しつつ、放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障し、我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保するという放送法の原則をはじめとする放送に特有の事情等に鑑みて必要となる規定を併せて規定したものとなっている。

本ガイドラインは、受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者に対する法の適用の基準を明らかにするものであるので、これらの事業者は、本ガイドラインの規定を遵守すれば放送受信者等の個人情報の取扱いに関しては法の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守したこととなる。

- 個人情報保護法ガイドラインでは、分野横断的に適用される個人情報取扱い事業者等の義務の規定が定められている。

## 個人情報保護法ガイドライン（通則編）（※）

### 1 目的及び適用対象

### 2 定義

### 3 個人情報取扱い事業者等の義務

（①個人情報の利用目的、②不適正利用の禁止、③個人情報の取得、④個人データの管理、⑤個人データの漏えい等の報告等、⑥個人データの第三者への提供、⑦個人関連情報の第三者提供の制限等、⑧保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等、⑨個人情報の取扱いに関する苦情処理、⑩仮名加工情報取扱事業者の義務、⑪匿名加工情報取扱事業者の義務）

### 4 「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方

### 5 域外適用及び適用除外

### 6 ガイドラインの見直し

### 7 （別添）講ずべき安全管理措置の内容

（※）通則編のほか、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編、認定個人情報保護団体編がある。

○ 放送分野ガイドライン固有の上乗せ規定（図A）として、視聴履歴の取扱い等があり、電気通信事業ガイドライン固有の上乗せ規定（図C）として、通信履歴や位置情報の取扱い等がある。また、両方のガイドラインに共通の上乗せ規定（図B）として、個人情報保護管理者に関する規定やプライバシーポリシーの公表等がある。

**放送分野ガイドライン**  
（上乗せ規定：A + B）

**電気通信事業ガイドライン**  
（上乗せ規定：B + C）



### < 主な上乗せ規定 >

|   |  |
|---|--|
| <p>A 放送分野ガイドライン固有の主な上乗せ規定<br/>（7ページに詳述）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視聴履歴について、本人同意のない要配慮個人情報の「取得」の禁止のみならず「推知」の禁止についても規制</li> <li>○ 視聴履歴の取得について、統計の作成の目的等を除いては原則としてあらかじめ本人の同意が必要</li> </ul>                       |
| <p>B 両方のガイドラインに共通の主な上乗せ規定</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保護管理者を置き、内部規程の策定、監督体制の整備等を行う旨の努力義務を規定</li> <li>○ プライバシーポリシーの公表</li> </ul>   |
| <p>C 電気通信事業ガイドライン固有の主な上乗せ規定</p>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信履歴は、課金、料金請求、苦情対応、不正利用の防止その他の業務の遂行上必要な場合でなければ記録不可</li> <li>○ あらかじめ利用者の同意を得ている場合、電気通信役務の提供に係る正当業務行為その他の違法性阻却事由がある場合に限り位置情報の取得が可能</li> </ul> |

- 放送の公共的役割を踏まえた現行の放送分野ガイドライン固有の主な上乘せ規定は以下のとおり。
  - (①～④は個人情報の取扱いに関する共通原則、⑤～⑧は視聴履歴の取扱い)
  - ① 第三者への提供を利用目的とする場合、その利用目的を超えないようにすることのみならず、当該第三者の範囲（全ての氏名又は名称等）をできる限り具体的に明らかにすることを規制（第4条第2項）
  - ② 放送番組の視聴に伴い放送事業者以外の受信者情報取扱事業者が視聴者の個人情報を取得する際は、当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称を了知させる旨の努力義務を規定（第7条第3項）
  - ③ 個人データの保存期間を定め、保存期間経過後等は消去する旨の努力義務に加え、あらかじめ保存期間を公表している場合を除き、速やかに、その保存期間を本人に通知又は公表する旨の努力義務を規定（第10条第2項）
  - ④ 受信機に記録された個人情報の暗号化等を行う旨の努力義務を規定（第14条）
  - ⑤ 視聴履歴について、本人同意のない要配慮個人情報の「取得」の禁止のみならず「推知」の禁止についても規制（第34条）
  - ⑥ 視聴履歴の取得について、統計の作成の目的等を除いては原則としてあらかじめ本人の同意が必要（第35条第1項）
  - ⑦ 放送受信者等が視聴履歴の取得について同意しない場合でも、放送法の原則に鑑み、放送の受信を可能とすべきことを規定（第35条第2項）
  - ⑧ 一度取得した同意からのオプトアウトを可能とし、オプトアウトできる旨を本人へ通知又は容易に知り得る状態に置くことを規定（第35条第3項）

## (利用目的の特定)

### 第四条

- 1 (略)
- 2 受信者情報取扱事業者は、第三者への提供を利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該第三者の範囲を、当該第三者の全ての氏名又は名称の表示その他の客観的に当該第三者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。
- 3 (略)

## (適正な取得)

### 第七条

- 1・2 (略)
- 3 放送事業者（放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者をいう。第十四条において同じ。）は、その放送番組の視聴に伴い放送受信者等による発信が行われる個人情報を受信者情報取扱事業者に取得させるときは、当該放送番組において、当該放送受信者等に当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称を了知させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 (略)

## (個人データの保存期間及び消去)

### 第十条

- 1 (略)
- 2 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データを取得した場合は、あらかじめその保存期間を公表している場合を除き、速やかに、その保存期間を、本人に通知し、又は公表するよう努めなければならない。

(受信機に記録された個人情報の管理)

第十四条 放送事業者は、放送受信者等が使用する記憶装置を有する放送受信用の受信機に記録された個人情報が、当該受信機と接続された電気通信回線設備を用いて、当該放送事業者が放送する放送番組の放送受信者等による視聴に伴い発信されることが可能なときは、当該個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するために、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法により、発信された当該個人情報を取得することとされている者以外の者が当該個人情報を取得することを防止するために必要な措置
- 二 当該個人情報が発信されるようにするために当該放送番組において送信される情報の検証その他の当該放送受信者等の意思に反して当該個人情報が発信されることを防止するために必要な措置

(視聴履歴の取扱い上の注意)

第三十四条 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴を取り扱うに当たっては、要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることのないよう注意しなければならない。

(視聴履歴取得等に係る同意)

第三十五条 受信者情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次の各号に掲げる目的のために必要な範囲を超えて、視聴履歴を取り扱ってはならない。

- 一 放送の受信、放送番組の視聴又は放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金又は代金の支払を求める目的
  - 二 統計の作成の目的
  - 三 匿名加工情報の作成の目的
- 2 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等が前項の規定による同意の求めに対して、同意しなかったことを理由として、放送受信者等による放送の受信を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 受信者情報取扱事業者は、第一項の規定による同意を得た場合であっても、視聴履歴について、本人の求めに応じてその取得を停止することとし、次に掲げる事項について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 一 本人の求めに応じて当該本人の視聴履歴の取得を停止すること。
  - 二 本人の求めを受け付ける方法

- 電気通信事業を行う者は、電気通信事業ガイドラインが適用。また、放送受信者等（※）の個人情報データベース等を事業の用に供している事業者（放送事業者に限定されない。）は、放送分野ガイドラインが適用。  
 （※）放送受信者等とは、放送の受信に関する契約を締結する者や放送番組を視聴する者等をいう。
- インターネットを通じた動画配信サービス等であって電気通信役務に該当するものは、放送事業者等が行うものであっても、電気通信事業ガイドラインが適用。
- 当該サービスにおいて放送受信者等の個人情報も利用する場合、受信者情報取扱事業者となるため、放送分野ガイドラインも適用されることとなる。

放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している事業者（放送事業者に限定されない。）に適用される規定（A + B）

インターネットを通じた動画配信サービスにおいて放送受信者等の個人情報も利用する事業者に適用される規定（A + B + C）



電気通信事業法上の電気通信事業※1を行う者※2に適用される規定（B + C）  
 （放送受信者等の個人情報を利用しない場合は、放送事業者等が行うインターネットを通じた動画配信サービスであっても、電気通信事業ガイドラインのみが適用）

※1 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法第118条第1項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。  
 ※2 「電気通信事業者」とは、電気通信事業法上は、電気通信事業を営むことについて、登録、届出という行政上の手続を経た者をいうが、こうした手続の有無にかかわらず、電気通信事業法上の電気通信事業を行う者を対象としている。

## 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説

本ガイドラインは、電気通信事業者の業種・規模等を問わず、法の適用対象である個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する電気通信事業者に適用される。

なお、本ガイドラインにおける「電気通信事業者」は、第3条第1号に規定しているとおり、電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業を行う者を指している。また、電気通信事業法は、外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下同じ。）が、日本国内において電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合のほか、外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合にも適用されることから、当該外国法人等にも本ガイドラインが適用されるものと考えられる。

## 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの解説

本ガイドラインは、業種・規模等を問わず、法の適用対象である受信者情報取扱事業者又は匿名加工受信者情報取扱事業者に該当する事業者に適用される。

放送事業者等が行うインターネットを通じた動画配信サービス等であって電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号の電気通信事業を行う者が提供する同法同条第3号の電気通信役務に該当するものについては、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号）が適用される。ただし、当該サービスにおいて放送受信者等の個人情報も利用する場合、受信者情報取扱事業者となるため、本ガイドラインも適用される。

※ 受信者情報取扱事業者が、電気通信事業等において取得し、放送受信者等の個人情報として取得した情報ではない個人情報であって、放送受信者等の個人情報と同じID等で紐付けを行わないものについては、本ガイドラインの対象にならない。

### 2-1 令和2年改正個人情報保護法の動向

- 令和2年改正個人情報保護法令（法律、政令、省令）及び個人情報保護法ガイドライン（告示）は既に公布されており、令和4年4月1日施行。  
（法律：令和2年6月12日公布、政令及び省令：令和3年3月24日公布、ガイドライン（告示）：令和3年8月2日公布）
- 改正内容については、改正個人情報保護法令及び個人情報保護法ガイドラインにおいて、すでに明らかとなっているところ。
- したがって、令和4年4月1日の施行までに、これらを放送分野ガイドラインにも反映させる必要がある。

### 2-2 電気通信事業ガイドラインの改正の動向

- 「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWG」（令和3年3月18日～）において、プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題や、プラットフォーム事業者等による利用者情報の取扱いのモニタリング結果等を踏まえ、利用者情報の適正な取扱いの確保に向けて、電気通信事業ガイドラインの見直しを検討中（電気通信分野で議論されている新ルールの方角性は現在まだ決まっておらず、引き続き、同WG等において検討が行われる予定。）。
- 同WGの親会にあたる「プラットフォームサービスに関する研究会」において、同WGの検討結果を含む「中間とりまとめ」（令和3年9月15日）が公表されたところ。中間とりまとめにおいて、個人情報保護管理者やプライバシーポリシーに関する電気通信事業ガイドライン上の記載の充実や、モニタリングの実施等を検討する旨が示されている。
- 電気通信事業ガイドラインの上乗せ規定のうち、今回の改正で新たに追加されるものについて、放送分野ガイドラインでも同様の改正が必要であるかどうか、検討が必要（ただし、これは、改正個人情報保護法の施行に必ずしも合わせる必要はない。）。

### 2-3 昨今の放送を巡るサービスの現状を踏まえた放送分野固有の見直しの検討の必要性

- 個人情報保護法や電気通信事業ガイドラインの改正動向等とは別途に、放送分野の独自の問題意識として、これまでの本検討会の構成員からのご指摘や関係者ヒアリング等を受けて、以下の点について、放送分野固有の見直しの検討が必要と考えられる。（ただし、これも、改正個人情報保護法の施行に必ずしも合わせる必要はない。また、③については、2-2と同様に、電気通信事業ガイドラインの改正の動向等を踏まえることが必要。）
- ① **放送分野特有の上乗せ規定の在り方**
  - 通信・放送融合時代において、メディアが多様化し、テレビ離れなど、放送の占める割合が小さくなる等の状況を踏まえ、放送分野ガイドラインにおける視聴履歴の取扱い等、放送分野固有の上乗せ規定について、そうした上乗せ規定の追加や削除を行う必要があるか、検討が必要。
- ② **オプトアウト方式による非特定視聴履歴の取得の在り方**
  - 現在、民放キー局5局等において行われているオプトアウト方式による非特定視聴履歴の取得について、視聴データの取得の視聴者の認知が十分ではない状況があるところ、取得をすることについての周知や同意の在り方等について、検討が必要。
- ③ **配信サービスにおける視聴者の個人情報の取扱いに関するガイドラインの適用関係**
  - 現状、配信サービスにおいて放送受信者等の個人情報も利用する場合、電気通信事業ガイドラインに加え放送分野ガイドラインも適用されるところ、当該適用関係の明確化等の検討が必要。
  - ネット配信においてグローバルプラットフォームの普及が進展している中、放送の同時配信等が今後本格化するところ、配信サービスにおける視聴者の個人情報の取扱いに関し、ガイドラインの適用関係について、検討が必要。

#### 整理（案）

#### 「3-1 令和2年改正個人情報保護法に基づく放送分野ガイドラインの改正」

- 分野共通的な事項は、これまでの検討会での議論を踏まえ、原則、個人情報保護法令や個人情報保護法ガイドラインの規定の内容に合わせることでよいのではないか（改正個人情報保護法の令和4年4月1日の施行までに、放送分野ガイドラインの改正を行う必要がある。）。

#### 「3-2 電気通信事業ガイドラインの改正に基づく放送分野ガイドラインの改正」及び「3-3 放送分野固有の見直しの検討の必要性に基づく放送分野ガイドラインの改正」

- ① 今後の電気通信事業ガイドラインの改正の動向を踏まえた放送分野ガイドラインの検討は、現時点において電気通信事業ガイドラインで議論されている新ルールの内容が明らかになっていないこと
- ② 一定の配信サービスに対するガイドラインの適用関係の検討は、様々な観点からの整理が必要であることから、これらの検討については、資料4-2の「検討の前提」や「今後の検討に当たっての観点」（主な論点）を踏まえ、電気通信事業ガイドラインの改正の動向を踏まえつつ、来年1月以降速やかに検討を開始してはどうか。

#### 3-1 令和2年改正個人情報保護法に基づく放送分野ガイドラインの改正

分野共通的な事項は、これまでの検討会での議論を踏まえ、原則、個人情報保護法令や個人情報保護ガイドラインの規定の内容に合わせることでよいのではないかと検討する。

改正個人情報保護法の令和4年4月1日の施行までに、放送分野ガイドラインの改正を行う必要がある。

3-1は、急ぎ検討を要するもの  
(資料4-4で議論)

#### 3-2 電気通信事業ガイドラインの改正に基づく放送分野ガイドラインの改正

電気通信事業ガイドラインの上乗せ規定のうち、今回の改正で新たに追加されるものについて、放送分野ガイドラインでも同様の改正が必要かどうかを検討する。

3-2及び3-3は、検討に時間を要するもの  
(3-3②及び③については、検討の視点のみ  
それぞれ資料4-3及び資料4-2で紹介)

#### 3-3 放送分野固有の見直しの検討の必要性に基づく放送分野ガイドラインの改正

- ① 放送分野特有の上乗せ規定の在り方
- ② オプトアウト方式による非特定視聴履歴の取得の在り方

放送分野ガイドライン固有の規定を追加・削除する事項はあるか

- ③ 配信サービスにおける視聴者の個人情報の取扱いに関し、ガイドラインの適用関係の検討

どのようにガイドラインを適用するか